

政策科学学会誌編集規約

(名称)

第1条 本誌は、政策科学学会の学会誌『政策科学学会年報』と称する。

(目的)

第2条 本誌は、政策科学学会会員による政策に関する理論、技術及びその他の事項の研究を行い、社会の発展に資することを目的として刊行される。

(編集)

第3条 本誌の編集は、別に定める政策科学学会編集委員会規則に基づいて行うものとする。

(投稿資格)

第4条 本誌に投稿を希望する者は、投稿時点で会員資格を得ていなければならない。

(内容)

第5条 本誌は、原則として、研究論文及び報告論文を掲載するものとする。

(発行)

第6条 本誌は、1年に1回以上発行することを原則とする。特集号その他の特別号の刊行にあたっては、編集委員会が決定するものとする。

(執筆要領)

第7条 原稿は、執筆要領に従って執筆するものとする。

(著作権)

第8条 本誌に掲載された著作物の著作権は、政策科学学会に属する。

(事務局)

第9条 本誌の編集事務局は編集委員会に置く。

附 則

1 本規約は、平成21年7月5日より施行する。